

労働徳島

発行 徳島県生活環境部労働雇用政策課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>



No.129

令和7年12月1日発行

はぐくみ支援企業『表彰』企業の募集を開始しました！

徳島県では、「**はぐくみ支援企業**」として認証された企業を対象に、

- **特に積極的に他の模範となる優れた取組を実施している企業**（「通常分」）や、
- 「テレワーク」を活用した職場環境づくりに積極的に取り組み、その功績が特に優秀と認められる企業（「テレワークdeはぐくみ支援企業」）

詳細は[こちらから](#)



について、毎年度、**徳島県知事より表彰**を行っています。

このたび、**令和7年度のはぐくみ支援企業『表彰』企業の募集を開始しました**ので、お知らせします！県内各種経済団体からの推薦も受け付けています！



応募方法 令和8年1月16日（金）まで

令和8年1月16日までに、以下の書類を、徳島県労働雇用政策課まで御提出ください。

- **はぐくみ支援企業『表彰』申込書**
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印があるもの）
- **その他取組内容や実績が確認できる書類**

申込は、①電子申請届出システム、②電子メール、③郵送、④持参により、受け付けています。

（注）県内各種経済団体からの推薦については、「はぐくみ支援企業『表彰』推薦書」とび関連書類を御提出ください。

表彰基準（通常分） ※表彰企業は、書類審査のうえ決定

「はぐくみ支援企業」として認証を受けており、次の（1）～（6）の2項目以上の要件を満たしていること。

- （1）男性の育児休業取得者がいること。（2）子の看護休暇を取得した男性がいること。
- （3）妊娠中や産前、産後休業及び育児休業中の女性労働者やその家族のために、必要な情報提供や相談体制を講じていること。
- （4）育児・介護休業法を上回る制度を1項目以上講じていること。（5）地域における子育て支援等を行っていること。
- （6）その他一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的に取り組んでおり、仕事と家庭の両立を支援するための取組内容（女性管理職登用等）が他の模範となること。

CONTENTS ►►

はぐくみ支援企業『表彰』企業の募集開始	1 賃上げと魅力ある職場づくりに向けた県の支援策（詳細）	5
徳島最低賃金1,046円（R8.1.1から）	2 セミナーのご案内（R8.1.16 経営戦略としての男性育休）	6
徳島県特定最低賃金（R8.1.1から）	3 徳島県外国人雇用サポートセンターのご案内	7
賃上げと魅力ある職場づくりに向けた県の支援策（概要）	4 「徳島マッチボックス」が、"あと一人"欲しいを叶えます！	8

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ✓

徳島県 最低賃金

令和8年
1月1日から
時間額

1,046円
前年比 UP
66円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

[最低賃金 特設サイト](#)

[検索](#)

最低賃金に関する
お問い合わせは
徳島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



[徳島労働局](#)

[検索](#)

賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



[賃金引上げ特設ページ](#)

[検索](#)

中小企業事業者
の皆さんへ

業務改善
助成金

最大600万円を助成



ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

徳島県の最低賃金

時間額

令和8年1月1日から

1,046円

徳島県最低賃金は、
県内で働くすべての労働者に適用されます。



下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用組立材料製造業		徳島県最低賃金が適用されています。	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和8年 1月1日 (予定)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和8年 1月1日 (予定)

業務改善助成金

改定後の徳島県最低賃金額未満（980～1,045円）の労働者を使用しており、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に利用できます。

助成率：最大9割
上限額：最大600万円



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

賃上げ支援助成金パッケージ

徳島労働局では、
賃金引き上げに関する
助成金等の支援
施策を取りまとめた
リーフレット集を作成
しています。



具体的な情報は、ホームページ等でご確認を！

厚生労働省HP 徳島労働局HP



賃上げを後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
- 賃上げ促進税制

～賃金引き上げ特設ページ公開中～

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 業務改善助成金センター (Tel 0120-366-440)
- 働き方改革や経営改善に向けた相談先は 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



賃上げと魅力ある職場づくりを 県が後押しします！



こんなことに悩んだら、
補助金の活用を検討ください！

国「業務改善助成金」 を活用した設備投資等

賃上げ応援サポート事業補助金

- 国「業務改善助成金」を活用し、設備投資等を行う場合、その費用を県が上乗せ助成。国と県をあわせて実質負担なし！（国の助成率が4/5の場合、県が1/5を上乗せ助成。上限額超えの場合は、一部負担あり。）
- 県において、国の助成金の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用の一部も補助。

就業規則等の 新規作成・見直し

魅力ある職場づくり支援補助金

- 労働関係法令の基準を上回る制度を導入するなどの就業規則等の見直しを行う場合、社労士等の報酬を補助（最大20万円、補助率1/2）！
- 「長年見直していなかった就業規則等の見直し」や「新たな就業規則等の作成」も対象です。本年10月に全面施行された改正育児・介護休業法への対応などに合わせ、ぜひご活用ください！

男性育休をはじめ 共働き・共育ての推進

「共働き・共育て」応援奨励金

- 男女ともに仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向け、以下の場合に奨励金を支給（最大50万円）！

- 男性の育休取得（通算28日以上）
- 男性の育休取得者の代替人員確保
- 男性の育休取得者の業務を代替する同僚への応援手当の支給
- 仕事と不妊治療の両立支援に向けた休暇制度の活用



申請受付期間は以下の通り！詳細はURL又はQRコードから

・賃上げ応援サポート事業補助金

令和8年3月2日まで（国の「業務改善助成金」の交付申請は令和7年12月31日（地域別最低賃金改定日前日）まで。）
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshonokata/sangyo/rodokankei/7242560/>



・魅力ある職場づくり支援補助金

令和7年12月10日～令和8年2月20日までに交付申請（交付決定後に就業規則等を整備）、令和8年1月30日～3月2日までに実績報告。**【申請受付期間を延長】**
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshonokata/sangyo/rodokankei/7306073/>



・「共働き・共育て」応援奨励金

令和8年3月31日まで。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kosodateshien/7304711>



- 賃上げ応援サポート事業補助金、魅力ある職場づくり支援補助金について
徳島県 生活環境部 労働雇用政策課

電話：088-621-2346 電子メール：roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

- 「共働き・共育て」応援奨励金について
徳島県 こども未来部 子育て応援課

電話：088-621-2730 電子メール：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

問合せ先

詳しく知りたい人へ | 制度のポイントまとめ

賃上げ応援サポート事業補助金（国の業務改善助成金の上乗せ助成等）

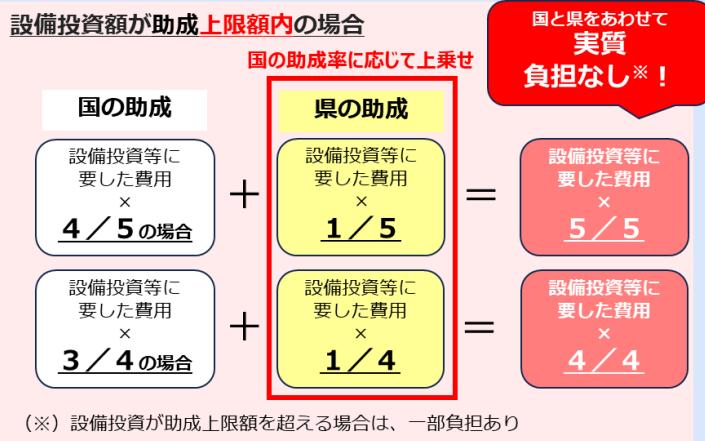
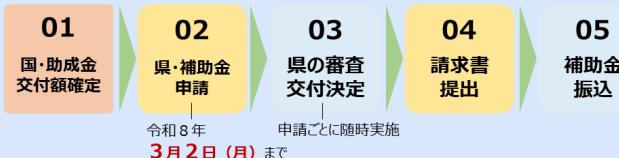
<制度概要>

- ・ 国の業務改善助成金の上乗せ助成（右図参照）
- ・ 国の助成金※の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用補助

※業務改善助成金、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース、短時間労働者労働時間延長支援コース）

<事業全体の流れ>

国の業務改善助成金の「交付額確定及び支給決定通知」を受けた後、以下の流れで申請ください。



魅力ある職場づくり支援補助金

<本補助金の活用事例>

- ・ 「**子の看護等休暇**」の見直し。
対象となる子の範囲を小学校卒業まで拡大。
取得事由に運動会や授業参観日などの学校行事を含める。
- ・ 「**育児や介護のためのテレワーク**」の導入。
- ・ 家族の冠婚葬祭などに使用できる「**慶弔休暇**」の導入、企業独自の「**リフレッシュ休暇**」の導入。
- ・ 「**通勤手当**」について支給基準の明確化。
- ・ 「**勤務間インターバル制度**」の導入、「**正社員転換制度**」の導入。

(注1) 上記の事例は、これまでに交付決定を行った事例の一例を示したものであり、実際に補助対象となる取組はこの限りではありません。
(注2) 「長年見直していなかった就業規則等の見直し」や「新たな就業規則等の作成」も対象です。



労働関係法令の基準を上回る制度の導入・見直し等による就業規則等の整備が補助対象です！

「共働き・共育て」応援奨励金

<制度概要>

- ・ 以下の①～④の組み合わせにより、最大支給額は50万円／年度。各奨励金1事業主1回限り。
- ・ 令和7年4月1日以降に、取得を開始した育児休業が対象です。



その他の支援施策の概要是URL又はQRコードから

徳島県HP「賃上げ、魅力ある職場づくり、生産性向上等に向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7302904/>



徳島県「共働き・共育て」
応援奨励金受給対象セミナー
※奨励金の要件や申請書類等は[こちら](#)→



～人材定着と企業価値を高める鍵～ 経営戦略としての男性育休

参加無料

男性育休への前向きな取り組みは、企業に大きな価値をもたらします。

例えば、男性育休に積極的な姿勢は企業ブランドを高め、若手人材や取引先からの信頼にもつながります。また、育休を機に業務の標準化やIT化、多能工化を進めることで、属人化を防ぎ、組織全体の生産性を向上させることができます。

本セミナーでは、男性育休を「社員個人の福利厚生」だけではなく、採用力の強化・人材定着・業務改善・企業価値の向上につなげる経営戦略として活かす方法を、中小企業でも実践できる視点からお伝えします。

**2026年
1月16日(金)
14:00-15:30**

会場

徳島経済産業会館 3階 会議室
(無料駐車場有)

**定員
対象**

会場40名(オンライン受講あり)
県内企業等の経営者・役員・管理職・
人事労務担当者

※セミナー終了後、同じ悩みを共有する企業同士の
意見交換会を予定(希望者のみ)

[問合わせ・申込先]

徳島県経営者協会(石本、吉田)
〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号
徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ) 3階
TEL: 088-625-7701 FAX: 088-625-7898



講師
小崎 恒弘 氏

NPO法人ファザーリング・
ジャパン顧問

大阪教育大学教授、元大阪教育大学附属天王寺小学校長。

西宮市初の男性保育士として、12年間施設・保育所に勤務。その間、育児休暇を3回取得。それらの経験をもとに「父親の育児」について研究を開始。父親の育児、ワークライフバランス、子育て支援、保育研修等で、全国で年間60本程度講演会等を行う。これまで2,000回の講演実績を持つ。

NHK「すくすく子育て」、視点・論点、たすけて極めびと、ビビット、あさイチ等出演。著書多数。

お申込は[こちら](#)



徳島県外国人雇用サポートセンター

徳島県では、県内企業・団体の外国人材の円滑な受入れをサポートするため、

「徳島県外国人雇用サポートセンター」を開設しました。

さまざまな疑問やお悩みに、専門家(行政書士)がお答えします。

県内企業・団体
の皆さま

01 日本人雇用との違い

外国人が日本で働くためには、
就労可能なビザ(在留資格)が必要です！

02 入管法や在留資格

法律や制度をわかりやすく説明します

03 外国人雇用の進め方

募集や雇用の手続きと留意点

04 労務管理

不法就労などのトラブル防止
※内容によっては社会保険労務士におつなぎします

05 その他

行政書士法に定める範囲において相談可能

出張相談だけでなく、企業・団体の勉強会等における出前講座も実施可能です。

お気軽にご相談ください！

無料相談受付中！

初回相談
無料



088-679-4440

(相談の流れは裏面をご覧ください)



徳島県外国人雇用サポートセンター
(徳島県行政書士会)

[窓口受付時間] 平日9:00～17:00 (祝日・年末年始除く。電話受付のみ)

※この窓口は、徳島県の委託事業により運営しています。

徳島県ホームページ▼



「徳島マッチボックス」が、 “あと1人欲しい”を叶えます！

急な欠員が出た。繁忙期が乗り切れない。そんな「あと一人欲しい」や、「興味はあるけど少し不安」、などの声に応えるため、「安全・安心・公正」なスポットワークサービス「徳島マッチボックス」を開始しました。

徳島マッチボックスとは。

1日単位・数時間の単発バイト求人を掲載できる人材募集サービス。県内に事業所を持つ企業・法人様がご利用可能です。繁忙期などに対応するための「スポット求人」だけでなく、長期バイトや正社員としての雇用を前提とした「体験求人」を出すことも可能です。



ちょっとした作業から要資格の仕事まで、幅広い仕事を掲載。個人事業主様でも企業様でも利用できます。

例えばこんな業種で

ホテル・旅館	小売店	オフィス	保育園
飲食店	工場	農業	介護

ご活用中の事業者様からの声、続々。

■正直、最初は応募が来るのか懐疑的でした。長い目で見て応募が来たらいいかなと思ってましたが、掲載してすぐに応募が来て驚きました。マッチングしたお二人は意欲的に働いてくださる方で、すでにリピート勤務してくださっています。資格も持っているので、即戦力として活躍してくださっています。（徳島市／社会福祉法人大リヨン様）

■求人掲載してすぐに多くの方から応募してもらえるなんて思っていなかったです。ましてや農業は人気がないと思っていたので、意外と興味を持ってくれる方々が多かったので、そこにも驚きました！（阿南市／清流ファーム様）

今なら採用料金無料（今年度末まで）。

掲載料	採用料金	労務管理費	給与立替払い
無料	給与の19% 無料	1勤務当たり500円	給与立替払い立替額の1%

まずはお気軽にご相談ください。

【マッチボックス運営事務局】

☎ 050-5536-4648 10:00～18:00（年末年始除く）

※事業者様専用です。求職者様への案内はご遠慮ください。

✉ matchbox-cs@matchbox.jp

事業者登録はこちら

